

登録電気工事業の廃止の届出

電気工事業者が電気工事業を廃止した時は、廃止の日から30日以内に届出をしてください。

| 提出書類 | 廃止 |
|-------------------|--------------|
| 電気工事業廃止届出書（様式第12） | ◎ |
| 登録証（原本） | ◎ |
| 誓約書 | 上記登録証を紛失した場合 |

◎印の書類が必要です。

様式第 1 2 (第 8 条)

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

| | |
|---------|-------|
| × 整理番号 | |
| × 受理年月日 | 年 月 日 |

令和 年 月 日

和 歌 山 県 知 事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
連絡先Tel

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 1 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 和歌山県知事登録第 号

2 事業を廃止した年月日

3 事業を廃止した理由

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。